

働き方改革関連法の対応準備は万全ですか？

聴講
無料

働き方改革関連法対応のポイント！

～時間外労働の上限規制・同一労働同一賃金について～

働き方改革関連法が昨年4月から順次施行されており、中小企業においても、時間外労働の上限規制が2020年4月から、同一労働同一賃金が2021年4月から適用となります。中小企業における認知度・対応状況には改善が見られるものの、施行まで3ヶ月を切った時間外労働の上限規制に具体的な対応がとれていない企業や、同一労働同一賃金に対応しようにもまだまだ内容がよく分らないという企業も多くいらっしゃいます。そこで、本セミナーでは、働き方改革関連法の概要を再確認しつつ、企業における具体的な対応策を解説します。

日時 令和2年2月21日(金)午後2時～午後4時30分

会場 むさし府中商工会議所会館 (京王線東府中駅北口徒歩1分 府中市緑町3-5-2)
※駐車場の台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用下さい。

対象者 中小企業の経営者、役員、人事労務担当の方など

内容

- (1) 働き方改革関連法の内容の再確認
- (2) 2020年4月までに要対応！時間外労働の上限規制への対応ポイント
- (3) 時間外労働削減に向けた対策
- (4) 同一労働同一賃金の考え方
- (5) 同一労働同一賃金の施行により、見直すべきポイント
- (6) 同一労働同一賃金を踏まえた今後の人事労務の考え方

講師 TOMAコンサルタンツグループ株式会社 取締役
TOMA社会保険労務士法人 代表社員
特定社会保険労務士 麻生 武信 氏



【略歴】早稲田大学法学部卒業。民間企業において、経営企画部門、製造管理部門、営業部門、人事部門等の企業実務を経験。その間労働組合役員も歴任し労使交渉の経験も豊富。現在は、多数の顧問先および一般企業の人「財」を活性化すべく、人事制度構築・諸規則作成・社会保険業務指導等で活躍中。
著書：「未払い残業代対策と残業代削減」(日本経済新聞出版社)、「会社の“本気”を後押しする過重労働防止の実務対応」(清文社)ほか多数。

主催 むさし府中商工会議所/製造業部会

共催 建設業部会、物品販売業部会、食品販売業部会、
飲食業部会、サービス業部会、金融理財部会

申込み 下記申込書にご記入の上、FAX、電話、E-Mailでお申込下さい。
むさし府中商工会議所 中小企業相談所 担当：石坂

TEL042-362-6421/FAX042-369-9889 E-Mail : info@tama5cci.or.jp

FAX : 042-369-9889 ～申込書～

事業所名	氏名	住所	TEL	E-Mail
		〒		